

大阪府都市計画審議会における
大阪市関連議案について（報告）

東部大阪都市計画道路の変更について
(9・7・223-1号 大阪モノレール専用道)
東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更について
(223-2号 大阪モノレール)

平成30年12月10日（月）

東部大阪都市計画道路の変更について
(9・7・223－1号 大阪モノレール専用道)

(1) 変更理由

大阪府において、都市高速鉄道大阪モノレールを導入するため、都市計画道路網を検討した結果、本案のとおり区域を変更するものである。

(2) 変更内容（大阪市域を含む区間）

・延長の変更

変更前 約 1,320m

変更後 約 5,080m

・終点の変更 門真市新橋町地内⇒大阪市鶴見区安田二丁目地内

(3) 追加する区域（大阪市域）

大阪市鶴見区焼野三丁目、茨田大宮二丁目及び安田二丁目

東部大阪都市計画都市高速鉄道の変更について (223-2号 大阪モノレール)

(1) 変更理由

大阪府において、大阪都心部から放射状に形成された既存鉄道を環状方向に結節し、広域的な鉄道ネットワークを形成することにより、交通利便性の向上及び沿線地域の活性化を図るため、本案のとおり変更するものである。

(2) 変更内容（大阪市域を含む区間）

・延長の変更

変更前 約 1,320m

変更後 約 5,080m

- ・ 終点の変更 門真市新橋町地内⇒大阪市鶴見区安田二丁目地内
- ・ 主要施設（仮称）門真南駅の追加

(3) 追加する区域（大阪市域）

大阪市鶴見区焼野三丁目、茨田大宮二丁目及び安田二丁目

位置図

東部大阪都市計画 道路の変更 (9・7・223-1号 大阪モノレール専用道)

東部大阪都市計画 都市高速鉄道の変更 (223-2号 大阪モノレール)

凡例

— 既決定区域

— 追加区域

東部大阪都市計画区域

東部大阪都市計画 道路の変更
(9・7・223-1号 大阪モノレール専用道)

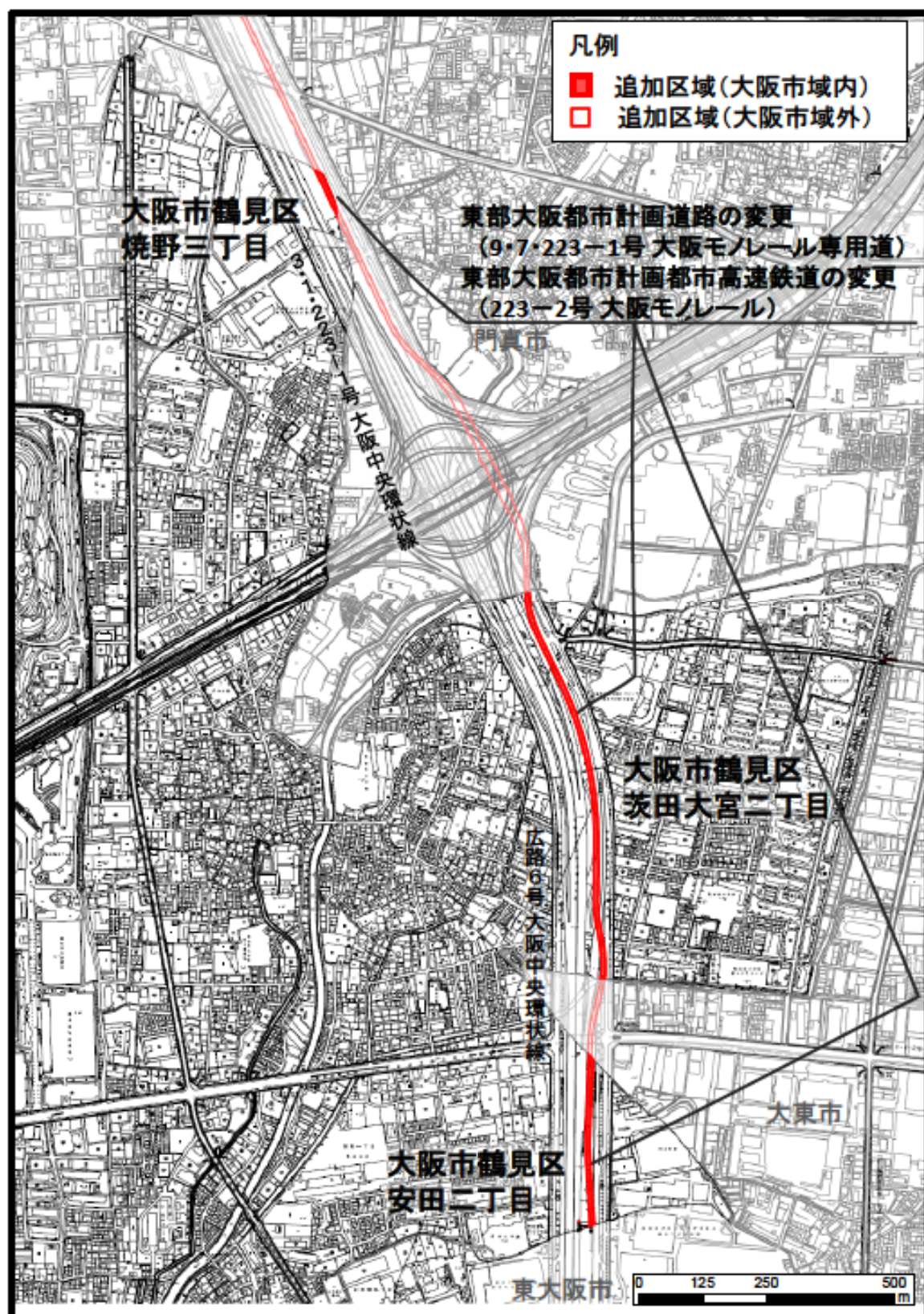
東部大阪都市計画 都市高速鉄道の変更
(223-2号 大阪モノレール)



説明図1 大阪市域における都市計画変更箇所

東部大阪都市計画 道路の変更 (9・7・223-1号 大阪モノレール専用道)

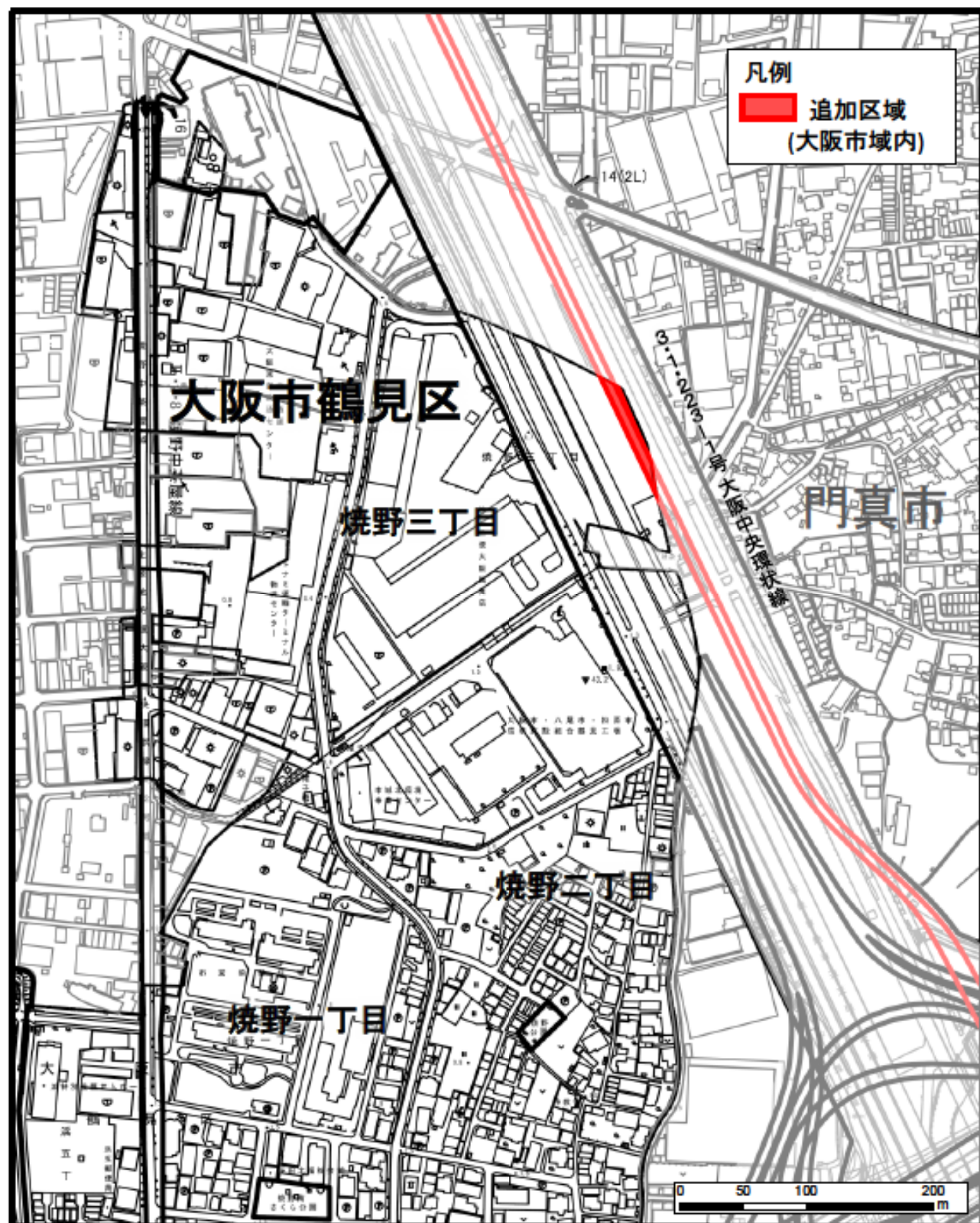
東部大阪都市計画 都市高速鉄道の変更 (223-2号 大阪モノレール)



説明図2 鶴見区焼野 都市計画変更箇所

東部大阪都市計画 道路の変更 (9・7・223-1号 大阪モノレール専用道)

東部大阪都市計画 都市高速鉄道の変更 (223-2号 大阪モノレール)

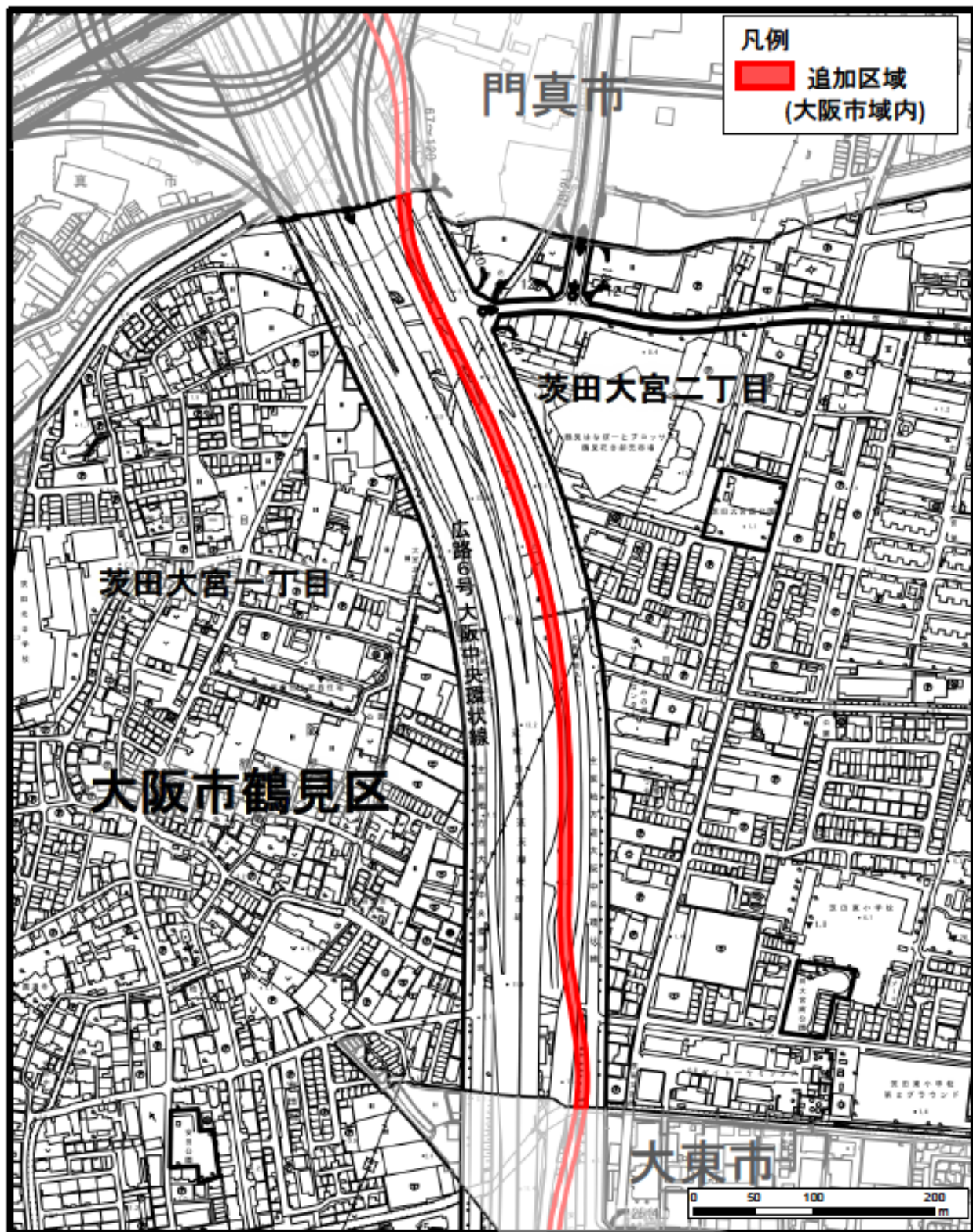


(大阪市域)幅員:7.6m 構造形式:嵩上式

説明図3 鶴見区茨田大宮 都市計画変更箇所

東部大阪都市計画 道路の変更 (9・7・223-1号 大阪モノレール専用道)

東部大阪都市計画 都市高速鉄道の変更 (223-2号 大阪モノレール)

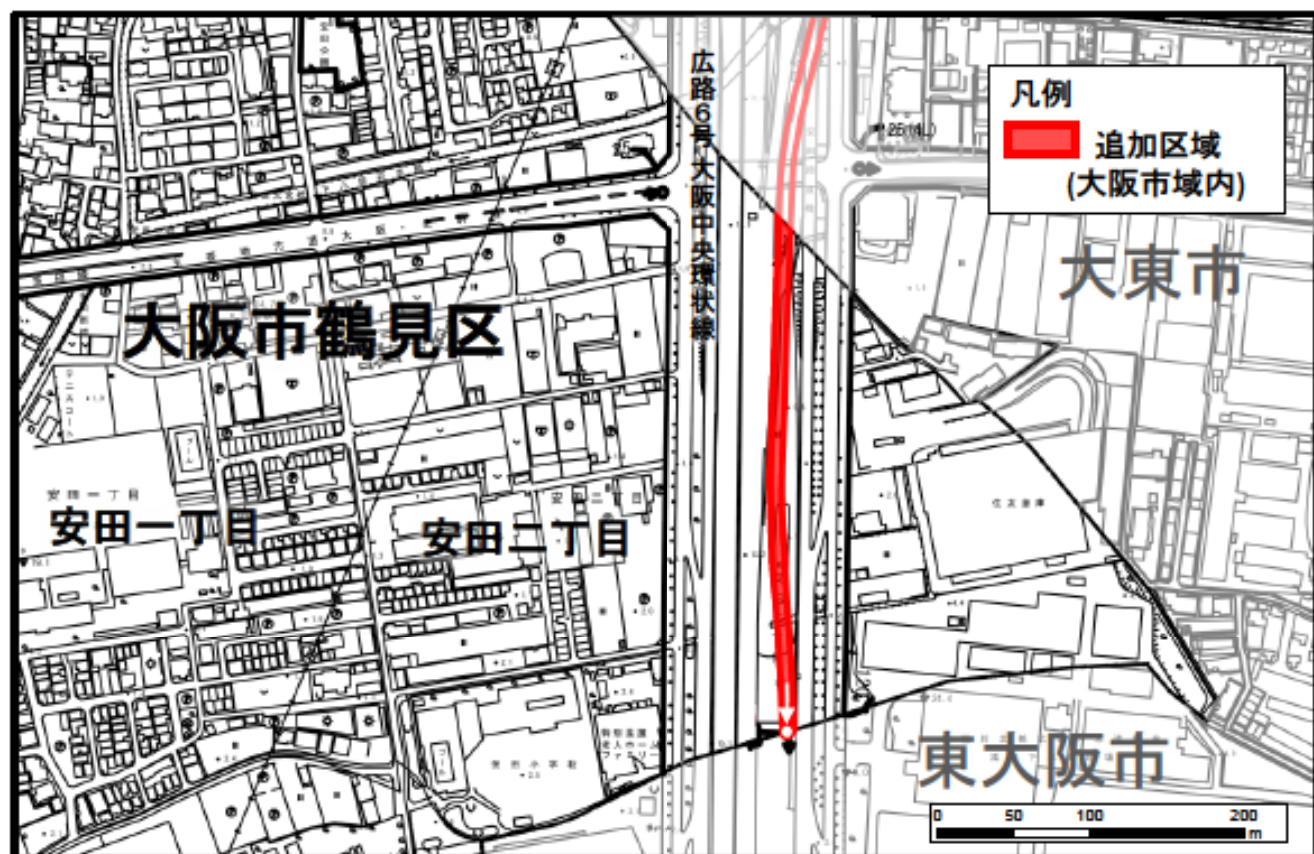


(大阪市域)幅員:7.6m 構造形式:嵩上式

説明図4 鶴見区安田 都市計画変更箇所

東部大阪都市計画 道路の変更 (9・7・223-1号 大阪モノレール専用道)

東部大阪都市計画 都市高速鉄道の変更 (223-2号 大阪モノレール)



(大阪市域)幅員:7.6m 構造形式:嵩上式